

平成28年度柴田町議会11月会議会議録（第1号）

出席議員（17名）

1番	平間幸弘	君	2番	桜場政行	君
3番	吉田和夫	君	4番	秋本好則	君
5番	斎藤義勝	君	6番	平間奈緒美	君
7番	佐々木裕子	君	9番	安部俊三	君
10番	佐々木守	君	11番	広沢真	君
12番	有賀光子	君	13番	水戸義裕	君
14番	舟山彰	君	15番	白内恵美子	君
16番	我妻弘国	君	17番	高橋たい子	君
18番	加藤克明	君			

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長部局

町長	滝口茂	君
副町長	水戸敏見	君
総務課長併 選挙管理委員会書記長	加藤秀典	君
財政課長	宮城利郎	君
都市建設課長	水戸英義	君
上下水道課長	畑山義彦	君

教育委員会部局

教育長	船迫邦則	君
教育総務課長	伊藤良昭	君

事務局職員出席者

議会事務局長	平間雅博
--------	------

議 事 日 程 (第1号)

平成28年11月14日(月曜日) 午前9時30分 再 会

- 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 開催期間の決定
 - 第 3 報告第25号 専決処分の報告について(和解及び損害賠償の額を定めることについて)
 - 第 4 議案第18号 平成28年度町道富沢16号線道路改良工事請負契約について
 - 第 5 議案第19号 財産の取得について
-

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 再会

○議長（加藤克明君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は17名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

これより平成28年度柴田町議会11月会議を開きます。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下関係所管課長等の出席を求めています。また、執行部への出席要求は、議会基本条例第5条第2項の規定により必要最小限にとどめておりますことをご承知ください。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（加藤克明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において3番吉田和夫君、4番秋本好則君を指名いたします。

日程第2 開催期間の決定

○議長（加藤克明君） 日程第2、開催期間の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。11月会議の開催期間については、議会運営委員会の協議の結果、本日1日と意見が一致いたしました。よって、11月会議の開催期間は本日1日とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 異議なしと認めます。よって、開催期間は本日1日と決しました。

また、11月会議中、報道関係等の取材を許可しておりますので、ご了承願います。

日程第3 報告第25号 専決処分の報告について

（和解及び損害賠償の額を定めることについて）

○議長（加藤克明君） 日程第3、報告第25号専決処分の報告を求めます。町長の登壇を許します。町長。

[町長 登壇]

○町長（滝口 茂君） おはようございます。よろしくお願いいたします。

ただいま議題となりました報告第25号専決処分の報告についての報告理由を申し上げます。

今回の専決処分は、平成28年9月7日に船岡生涯学習センター地内において発生した自動車と公用車による事故について和解が成立し、損害賠償額が決定したことについてのものであります。

地方自治法第180条第1項の規定に基づく町長の専決処分指定事項第2項の規定により専決処分したので、報告するものです。

詳細につきましては、担当課長が説明いたします。

○議長（加藤克明君） 補足説明を求めます。財政課長。

○財政課長（宮城利郎君） それでは、詳細説明をいたします。

1 ページをお開きください。

報告第25号専決処分の報告についてですが、ただいま町長が報告理由で申し上げましたとおり、交通事故の和解及び損害賠償の額の決定についての専決処分の報告になります。

3 ページをお開きください。

専決処分書のとおり、専決処分日は平成28年9月26日になります。

専決処分の内容につきまして説明をいたします。

事故の発生状況につきましては、平成28年9月7日午前10時40分ごろ、船岡生涯学習センター駐車場におきまして、公用車を後退させた際に後方の安全確認が不十分であったため、駐車していた相手方車両に接触したものです。

記の1、和解及び損害賠償の相手方につきましては、記載のとおりです。

2の和解の内容及び3の損害賠償の額につきましては、事故の過失割合を町100%とし、相手方車両の被害総額11万3,041円を損害賠償額として支払うことで和解が成立したものです。

なお、この事故の当事者職員及び所属課長に対しましては、事故の実態を検証し、安全運転の徹底など、より一層の安全運転に努めるよう指導したところです。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（加藤克明君） これより議会運営基準により質疑を許します。

質疑回数は1人1回です。質疑ありませんか。15番白内恵美子さん。

○15番（白内恵美子君） 白内です。

この10時40分ごろ、この駐車場というのはどのような状況だったんですか。車がいっぱいだ

ったとか、がらがらだったとか。後方確認を怠ってしまった原因というのは何だったのか。もしも、満車状態で狭くて厳しい、そういうのであれば駐車場の使い方等を見直さなければならぬんですが、平日だったんですが、どうだったんでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（宮城利郎君） 今回の事故報告の中では、駐車台数が……。済みません。満車というような状況だったそうです。それで、その公用車のほうは駐車場から出る際に、先ほど言ったとおりちょっと後方の確認をしないで、そのままバックしてしまって後ろのその車両に接触したという内容です。

○議長（加藤克明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第25号専決処分の報告についてを終結いたします。

日程第4 議案第18号 平成28年度町道富沢16号線道路改良工事請負契約について

○議長（加藤克明君） 日程第4、議案第18号平成28年度町道富沢16号線道路改良工事請負契約についてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第18号平成28年度町道富沢16号線道路改良工事請負契約についての提案理由を申し上げます。

この事業は、国の防災・安全社会資本整備交付金事業を活用し、平成25年度から継続して実施している道路改良工事です。本年度は、槻木五間堀川の橋梁上部工を実施するため、工事発注の準備を進めてまいりました。

既決予算に基づき、10月19日に制限付一般競争入札、特別簡易型総合評価方式での入札公告を行い、11月8日に入札執行いたしました。

入札参加者は、丸敏建設株式会社、株式会社四保工務店、株式会社松浦組、株式会社竹有土木の4者でありました。入札を執行した結果、株式会社四保工務店と7,992万円で工事請負仮契約を11月10日に締結いたしましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものです。

詳細につきましては担当課長が説明しますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（加藤克明君） 補足説明を求めます。最初に、財政課長。

○財政課長（宮城利郎君） それでは、議案第18号平成28年度町道富沢16号線道路改良工事請負契約につきまして説明いたします。

議案書1ページをお開きください。

この工事案件につきましては、工事設計額が5,000万円を超えておりますことから、指名委員会の内規によりまして、施工能力などの価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する特別簡易型総合評価落札方式による制限付一般競争入札を執行しております。

最初に、契約の内容です。

記の1、契約の目的は、平成28年度町道富沢16号線道路改良工事です。

2の契約の方法につきましては、制限付一般競争入札による契約です。

3の契約の金額は、消費税を加算しまして7,992万円になります。

4の契約の相手方は、株式会社四保工務店です。

次に、入札の結果につきまして説明いたしますので、別冊の議案第18号関係資料の1ページをごらんください。

入札の参加者につきましては、参加資格を県南地域の4市9町に本社が所在する事業者とし、建設業法に規定する特定建設業の許可を受けていること、さらに価格と品質の両面から総合的にすぐれた事業所を確保する観点から、建設業法による県の土木一式の総合評点値が800点以上であることなどを条件として制限をし、参加を求めた結果、記載のとおり、町内業者4者から入札参加申請がありました。

この参加申請のあった4者につきまして、11月2日の指名委員会において資格審査を行い、入札参加となりました。

2ページをお開きください。

入札結果調書になります。入札執行日は11月8日、予定価格につきましては、消費税抜きで7,491万円、最低制限価格は消費税抜きで5,992万8,000円です。11月10日に仮契約を締結しております。工期は議決日の翌日から平成29年3月17日までとなります。

落札者決定までの経過につきまして、下の段の表で説明いたします。

この表にあります評価基準に従い入札者を評価したのですが、配点につきましては価格以外の評価点（A）が10点、価格評価点（B）が90点となり、総合評価点はAプラスB、満点で

100点となります。

まず、価格以外の評価項目及び評価点では、企業の施工実績などの6項目の評価点につきましてはそれぞれ記載のとおりですが、1番の丸敏建設株式会社、2番の株式会社四保工務店、3番の株式会社松浦組につきましては10点満点、4番の株式会社竹有土木につきましては4点となりました。

次に、価格に関する評価では、4者全ての入札価格が予定価格と最低制限価格の範囲内にあることから、総合評価の対象となります。

最低入札価格7,400万円で応札しました株式会社四保工務店に価格評価点として満点の90点を配点し、他の業者には株式会社四保工務店の入札価格に応じた価格評価点を計算し、丸敏建設株式会社が89.64点、株式会社松浦組が89.88点、株式会社竹有土木が89.81点となりました。

総合評価の結果は、合計で1番の丸敏建設株式会社が99.64点、2番の株式会社四保工務店が100点、3番の株式会社松浦組が99.88点、4番の株式会社竹有土木が93.81点となり、総合評価点の最も高い株式会社四保工務店が落札者となりました。

以上、入札と契約に係る内容についての説明となります。よろしくお願いたします。

○議長（加藤克明君） 次に、都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） では、工事概要のほうを申し上げたいと思います。

同じく別冊の関係資料3ページ、A3判をお開きいただきたいと思います。

図面の左下に位置図を記載しております。工事場所については、槻木字中居前地内となっております。本工事につきましては、槻木五間堀川に係る橋梁上部工の施工ということですが、平成26年度で右岸側の橋台を施工しておりまして、さらに平成27年度については繰り越しをさせていただきます。現在盛んに左岸側の橋台工事を進めているところでございます。今回の工事は、橋台の上に桁を架設する上部工の施工を行うというものでございます。

資料の図面に関してですけれども、今回施工する範囲につきましては、赤色とグレーで塗り潰しているところということになります。

右下の工事概要をごらんいただきたいと思います。施工延長、いわゆる橋梁の長さが25.3メートルとなります。左側の平面図、それから側面図で25.318メートルと端数がついていますが、施工延長としては丸めて表示させていただきました。

工事内容でございます。主桁架設工としまして、1本の長さが25.218メートル、重さが66.2トンのT型の桁を4本架設いたします。この桁については、実際は3分割されて現場に搬入さ

れてきますので、地組みをして架設をするということになります。次に、支承工でございます。桁に係る荷重などを吸収して下部工へと伝えるための支承ということになりますが、これはゴム製の支承が8基でございます。あとは橋が落ちないための落橋防止工が車道部4組、歩道部2組の合計6組、さらに防蝕アンカー工が右岸側、左岸側それぞれ6組ずつで12組となっています。

右側の平面の詳細図と、それから下の支承工・防蝕アンカー工・落橋防止工の断面図をごらんいただきたいと思います。施工方法でございます。最初に左右の橋台にゴム支承と防蝕アンカーを最初に取り付けいたします。その後に4本の桁をクレーンと門型の架設機によって架設してまいります。その後に横桁と言いまして、図面でグレーで塗りつぶして表示している桁を施工いたしまして、養生後に落橋防止工事を行うという段取りになっています。

以上が工事の概要になります。よろしく願いいたします。

○議長（加藤克明君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。15番白内恵美子さん。

○15番（白内恵美子君） 白内です。

入札についてなんですが、入札率がとても高い状態がずっと続いているかと思うんですが、今回の場合特に7,400万円の10万円単位で7,400万円から30万円まで、7,430万円の間に4者が集中したことについては、どのように分析なさっていますか。本当に何か競争になっているのかな、これはというふうを感じるんですが、余りにも金額が近過ぎるという、それについてはどのように分析なさっていますか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。副町長。

○副町長（水戸敏見君） 今回にかかわらず、入札金額が90%台後半が多いわけですが、1つは、土木工事に関しては完全な設計書を現地説明では出すというところにあると思います。いわゆる積み上げの積算書の原形を出してしまいますので、そこに対して県の統一施工単価を入れてしまえば、ほぼ設計と同一価格が出てしまいます。残りはそれに対してどのくらいの企業努力で下回ることができるかという競争になるわけなんです。現在復興単価というやつが数パーセント乗っています。これが乗せなくてもいいという業者がいればかなり落ちてくるんですが、現在のところ下請業者がかなり高どまりになっていて、その復興経費までも落とすということができないというふうな状況は聞いてはおります。そのために、どうしても設計価格に近いところでの競争になるんだろうというふうに考えています。以上です。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○15番（白内恵美子君） それであっても、この仕事をとりたいたいと思ったら、もう少し下げない

と、10万円の差でとれる、とれないになっているのが何かどうなのかなというか、特に仕事
がまだいっぱいあって無理してとらなくてもいいという状況なんではないか。

○議長（加藤克明君） 副町長。

○副町長（水戸敏見君） 今回、結果としてこのようになっているというふういきり申し上げら
れないんですが、ただ、現実的に積み上げたときにさまざまな業者は、いわゆるこういう専門
業者が必要なやつについては下請なり、専門業者のいわゆる見積もりをとってくるんですけれ
ども、その金額がほぼ同じ形でどの業者にも示されるんだらうというふうには考えています。
ただ、競ってしまった、90%後半台になってしまったということをおっしゃられても、それは
結果できないというふうにお答えする以外ありません。以上です。

○議長（加藤克明君） 再々質問ありますか。よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 討論なしと認めます。

これより、議案第18号平成28年度町道富沢16号線道路改良工事請負契約についての採決を行
います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第19号 財産の取得について

○議長（加藤克明君） 日程第5、議案第19号財産の取得についてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第19号財産の取得についての提案理由を
申し上げます。

今回提案する財産の取得は、国の平成27年度補正予算で予算措置された「地域未来塾に係る
学習支援を促進するために必要なICT機器等の整備事業」を活用し、町内小中学校の放課後

学習室等において使用するために必要な機器を購入するものです。

10月7日開催の指名委員会にて、株式会社内田洋行 I Tソリューションズ東日本事業本部東北支店、テクノ・マインド株式会社、有限会社シンカイ船迫営業所、ジェットインターネット株式会社、株式会社オオエダ商会の5者を指名決定いたしました。指名5者のうち、株式会社内田洋行 I Tソリューションズ東日本事業本部東北支店、有限会社シンカイ船迫営業所、株式会社オオエダ商会の3者の参加により、11月8日に入札を執行した結果、株式会社オオエダ商会と2,787万156円で物品購入の仮契約を11月10日に締結いたしましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（加藤克明君） 補足説明を求めます。最初に、財政課長。

○財政課長（宮城利郎君） それでは、議案第19号財産の取得、地域未来塾に係る I C T機器取得について説明いたします。

3ページをお開きください。

この案件につきましては、ただいま町長が提案理由で申し上げましたとおり、国の地域未来塾に係る学習支援促進事業補助金を活用しまして、小中学生の学習支援を促進するために必要なタブレットパソコン、プロジェクター、電子黒板ユニットなどの I C T機器一式を取得するものです。

最初に、契約の内容です。記の1、取得する財産は、地域未来塾 I C T機器一式です。

2の契約の方法につきましては、指名競争入札による契約です。

3の取得金額は、消費税を加算しまして2,787万156円になります。

4の契約の相手方は、株式会社オオエダ商会です。

次に、入札の結果につきまして説明いたしますので、別冊の議案第19号関係資料の1ページをごらんください。

入札参加者につきましては、記載のとおり5者を指名しましたが、2番のテクノ・マインド株式会社と4番のジェットインターネット株式会社の2者が入札を辞退し、3者による入札を執行いたしました。

2ページをお開きください。

入札結果調書になります。入札執行日は11月8日、予定価格につきましては、消費税抜きで

2,589万円です。入札の結果、株式会社オオエダ商会在2,580万5,700円で落札者となりました。11月10日に仮契約を締結しております。履行期間は、議決日の翌日から平成29年1月10日までとなります。

なお、調達機器の詳細につきましては、次のページ、3ページに記載しておりますのでごらんください。

以上、入札と契約に係る内容についての説明となります。よろしくお願いたします。

次に、教育総務課長。

○教育総務課長（伊藤良昭君） それでは、3ページの説明に入る前に、機器調達に係る背景についてご説明いたします。

文部科学省が進める地域未来塾とは、学習がおくれがちな中学生などを対象とした学習習慣の確立と基礎学力の定着を図るための学習支援事業です。この事業を一層促進するため、ICT機器整備の予算が平成27年度に国の補正予算に計上されました。柴田町においては、平成26年度より児童生徒の学力向上を目指し放課後学習室を実践し、児童生徒の学力の全体的な底上げと学習意欲の高揚を図っており、本事業が地域未来塾の趣旨に合致することから補助対象となったものであります。

このようなことから、事業対象はあくまで放課後学習室での利用となりますが、取り組みに支障のない範囲で通常の授業で使用することが可能であり、また、小学生についても対象として構わないとの内容であるため、町内全ての小中学校に同数の機器を配置するものです。

資料をごらんいただきたいと思います。

機器の内容ですが、1校当たりタブレットパソコンを10台のほか、プロジェクターや電子黒板ユニット、実物投影を可能とする書画カメラを設置します。さらに、これらはアクセスポイント、いわゆる無線LANで接続し機器同士の接続を可能にし、多人数の学習環境に対応できるようにします。また、パソコン内には百科事典ソフトを内蔵し、検索機能の充実を図り、個別学習にも利用できるようにします。

以上の機器内容を冬期間内に各学校に配置できるよう進めていきます。よろしくお願いたします。

○議長（加藤克明君） **これより質疑に入ります。** 質疑ありませんか。15番白内恵美子さん。

○15番（白内恵美子君） 白内です。

この入札率も99.7%ととても高くなっているんですが、実際の予定価格、機種ごとに幾らで積算したものなののでしょうか。こういう機器類、ネットで見るとかなり安く販売はされている

んですよね。だから、どうしてこういうふうになくなったのかなと。1校当たり大体300万円
ですよね。そんなにするものだと聞いていなかったの、ちょっとこれは国の予算とはい
え、こんな高い金額でいいのかなと思ったので、質問します。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（伊藤良昭君） 済みません。詳細資料等持っていないので、ちょっと内容を概
略でお話しします。

1番高いのが、百科事典ソフトというのがございます。これが1ソフト当たり100万円程度
かかるというふうな内容になっています。それで、実はこの内容で大きくウエートを占めてい
たのがここだったんですが、この機器の内容をお話ししたとおりに、実はインターネットに接
続していない状況でございます。インターネットには接続していません。ですので、通常私ど
もが使用している検索ソフトとしてグーグルとかヤフーとかというのが検索できると思うん
ですが、そこは当然学習機械に対してはいろいろな情報が入ってくるのでそれを入れておかない
ので、検索的なソフトが一番最優先ということですので、この百科事典ソフトを内蔵している
状況がございます。ですので、それを使うためのタブレット端末という、パソコンというこ
とで、これがおおよそ十三、四万円ですかね。そういうふうな機器の内容として全て10台、9校
に全て配置するというような内容の数字が出ていますので、このような高額な金額になるとい
うような内容です。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 各機種ごとの予定価格はまず出ると思うんですが、それをまず出して
ください。

それから、百科事典ソフト、100万円というのをもう少し説明していただけますか。パソコ
ンが13万円から14万円で、掛ける9ということになるんでしょうか。やはりその機器ごとの予
定価格をまず示していただいて、それと例えばこういう機器を購入する場合の予定価格の立て
方というのは、主に何を参考にするものなんですか。お聞きします。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（伊藤良昭君） 今申し上げました、学習支援ソフトということで、学習教材が
業者等で市販されておるわけなんです、それに基づいた学習百科事典デジタル版というこ
とで、この内容等の単価が先ほど申し上げました100万円と申し上げましたが、実は80万円、八
十二、三万円の単価として私どもは計上しておるんですが、それがおおよそ740万円ぐらいの予
定的には考えておりました。タブレット的には、私申し上げました、済みません、13万円と言

いましたが、10万円の単価を予定しておりまして、90台というふうな考えでいますと、900万円程度になります。ですので、今計上しておりました、お話し申し上げますと、それで160万円、160何万円というふうに、1,600万円ですか。700万円ですか。になりまして、そのほかに例えばメモリーやら、その周辺機器を入れるという中身です。ただ、あとプロジェクターが15万円とかというのを9台、電子黒板型の映すような機械ということで、それが12万円の9校なので100万円ぐらいかかると。全部全ての周辺機器をトータルすると、おおよそその予定価格というふうなのがはじき出されるという内容でございます。（「ちょっとわからなかったの
で」の声あり）

○議長（加藤克明君） 再々質問ありますか。はい、どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 何か、例えば一番下のほうのカメラとかも入っていませんし、今の。このプリンターのほうも全部一応、全部ありますよね。ないですか。予定価格の出で、それをまず示した上でじゃないと、済みません、再々質問できないので、もう一度お願いします。その説明の仕方が百科事典ソフトのところソフトの中にパソコンがあるような説明でしたが、違いますよね。タブレットパソコンでいいんですよね。パソコン。ちょっと何かわかりにくかったの
ので、もう一度済みません、お願いします。

○議長（加藤克明君） 教育総務課長、それ答弁漏れということになった答弁ということで。では、教育総務課長。

○教育総務課長（伊藤良昭君） 今入っておりませんでしたというご指摘を受け……、この中身的には例えば書画カメラ、書画カメラというのが予定的には6万円というふうな金額を予定して
いまして、それが9校分です。アクセスポイントという機器がございます。これが7万円ということで9校分です。それに対するアダプターをつくとか、細かいものがあるんですが、それとオフィスといいましてパソコンに含まれているソフトですか。それが総額的には1万6,000円ぐらいが9校分。マイクロソフトであればオフィスがあると思うんですが、それが1万5,000円が90個とか、そういうふうなソフトが入って、要するに機械には全部入っていきま
すので、そういう中身を全部トータルすると、予定的な価格がはじき出されるというふうな計
算上になります。（「プリンターは」の声あり）いや、プリンターは入れていません。
（「え、ここに書いてある」の声あり）プロジェクターですか、プリンターじゃなくて。

済みませんでした。プリンターが4万円です。9校分です。

○議長（加藤克明君） 確認ですか。

○15番（白内恵美子君） 確認です。もう一度ね。

タブレットパソコンが13万円から14万円ですね。それと、百科事典ソフトが9万円ぐらい。全部で80何万円ということだったので、これも。だから1校当たりで全部1台ずつで出すとわかりやすいかなと思ったんですが。そして、確認はインターネットに接続しないために、この百科事典ソフトがすごく高くなるということですよ。接続すれば、本当に安い価格、1万幾らですよ、百科事典ソフトって。だから、その辺がよくわからなかったのもう一度まず説明してください。

○議長（加藤克明君） 課長、機器単価すぐ出ますか。

暫時休憩します。

午前10時04分 休憩

午前10時13分 再開

○議長（加藤克明君） 再開いたします。

白内議員の再質問に対する答弁を求めますが、まず、機器1台当たりの単価関係を執行部から、副町長。

○副町長（水戸敏見君） 今、白内議員のほうから1台当たりの積み上げ単価の質問をいただいています。これまでもさまざまな入札案件でもって、いわゆる町が設定する単価、業者が示される個別単価まで、実はお話ししたことがなかったものですから、どこまで公開できるのかについてちょっと執行部についても今協議しておりました。当然、さまざまな情報公開する場合については、業者なり、町のいわゆるさまざまな方針なりについて、出しちゃいけない部分については例えば黒塗りするとか、そういう形でやっていくわけなんですけど、例えば業者から事前見積もりをとったときについては、誰からとった見積もりだみたいなことについては全部業者の名前を伏せることとなりますよね。そうやって積み上げをかけていくわけなんですけれども、これまでどこまで、実は町としてこの議会の公開の場でどこまで話をしているのか、ちょっと今判断つけかねているという状態が正直なところですよ。

今回については、申しわけありませんが、全体これまでと同じようにある程度くくった中での話は教育総務課のほうからさせていただきたいと思いますが、個々1点1点についてどのように積算して幾らの金額になったものかについて、どこまで話をするかについては、少し検討させていただきたいというふうに考えております。今この場で1点1点が、例えばこれが10万円、これは業者の提示によるもの、または定価によるもの、いわゆる値引率を算段したものというふうなことがさまざまありますけれども、それをどこまで話しているのか、もう少し少

しだけ考えさせるといいですか、調べさせていただく時間をいただけないかというふうに思います。この質疑の中では教育総務課のほうからできる限りのまとまった価格の考え方についてお話ししますが、全部の1点1点詳細についての公開については、少し時間をいただきたいなというふうに考えています。以上です。

○議長（加藤克明君） 再々質問どうですか。どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 今の説明をどのようにとればいいのか、ちょっと理解できないんですが。まず、積算する場合というのは、機種名まで入れてのあれなんですか。予定価格立てるときというのは。これが欲しいという形で入れるものなんですか。そういうところまでちょっとわからないので。私が勝手に思っていたのは、町が機種名も入れて定価で例えば入れてこのくらいかかるだろう、でもこれだけの台数を注文、発注するのだから、ある程度の値引きを考えて何割かで全体としてやるのかなと思ったんですね、予定価格。それに対して、実際に入札で本当にこの仕事をとりうと思えば、どこまで全体として割り引きできるかなというふうに考えるのかなと思ったんです。ただ、どう考えても普通感覚で、この例えばネットなんかで見た金額をただ足していくと、1校当たり300万円なんかとてもならないので、どういう積算、最初の予定価格を立てたのかなというのがやはり気になったところです。

今回は国の予算だからということで、余りにしなかった部分ってあるかもしれないけれども、今後、町単独でやる場合等も含め、やはり電子機器についてかなり値引きはするだろうと思うので、きちんとその方法を考えておいたほうがいいんじゃないかなと思います。今、ここで答えられないということは、もう既に終わってしまっているんで、これは取り消せないのでしょうけれども、そうすると議会に対して今後こういう機器類の入札についてのどこまで公開できるかを示すということなんですか。そこがもう一度説明してください。よくわからなかったです。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。副町長。

○副町長（水戸敏見君） 積算するに当たっては、当然ベースはどういう商品があるかということとを調べるんですけども、定価なり、ネットで出される定価、価格というものについては、余り目安であって、なかなか本当にそれでできるかどうかわかりませんので、数社からの事前見積もりが基本になると思います。その数社からの事前見積もりでもって、自分のところで期待する商品の規格を決めます。つまり、A社のこの製品というやり方は、基本的には行いません。何々相当品という考え方をします。そのために、その相当品に該当する価格がA社、B社、C社で幾らぐらいかということとを全部寄せ集めます。それで、寄せ集めた中で、まず全

部安いところをとるわけにはいかないんですけども、できるだけ組み合わせの中で安い価格を組み上げて、この商品の例えばAという商品相当の機能を持った商品であれば、A社でもB社でもC社でも製品でも構わないという出し方をしていきます。

その根拠となるのが、複数のいわゆる業者からとった事前見積もりがベースになります。一つ一つが組み合わせになっちゃいますので、ここの部分はA社、ここの部分がC社、この部分はB社というふうな形になりますので、簡単にこの議会の場で説明しろと言われると、ちょっとつらいかなというところがあります。そういうところを当然見たいというのであれば、あと終わった案件ですから見せることはできますけれども、その内容までちょっと口で説明できるかという、ちょっと難しいかなというふうな気がしています。

また、特に今回ちょっとある意味苦しんだのは、10分の10の補助金ですので、ぎりぎりまでいわゆる備品をそろえたいということがありまして、金額を全部積み上げてその予算ぎりぎりまでやれるものを原課のほうとしては想定かけて商品構成といいますか、納入品の構成をそろえています。ですから、大きくいわゆる落札率が違わなかったのは、事前見積もりを精査した上に、この予算の中でできる最大限の調達品の指定をかけたために、違わなかったんじゃないかなというふうには考えてはいます。以上になります。

○議長（加藤克明君） ほかに質疑ありませんか。4番秋本好則君。

○4番（秋本好則君） 秋本です。

2点ほど質問させていただきたいと思います。

これの入札の結果を見ますと、テクノ・マインド社とジェットインターネットが辞退ということになっているんですが、どのような理由で辞退されたのか、伺っているのであればお知らせください。

それと、もう1点なんですが、結果を見ますと、高いところと安いところで落札した価格で600万円ほど差があるんですが、この機械を中身を見ますと、自分のところで製作しているというものじゃなくて、いわば右から左に動かすだけの商品というふうに考えられるんですが、いわゆるそれは自己、会社の中での効率化といいますか、それをするボリュームがすき間がない製品だと思うんですが、このような差がついた理由について教えていただきたいと思います。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（宮城利郎君） まず、辞退の関係ですけども、2者のほうが辞退をしました。それで、辞退届をいただいて、その時点で理由を確認しております。大きくは、仕様を満たす機

器等の調達がまず困難だというのは当然理由なんです、それぞれその指名業者、先行して今までの過去の実績等で指名するわけですけれども、今回5者指名しましたけれども、物品販売のほうが今回は調達機器がないようでしたので、どちらかという、この辞退されたところは得意というのでしょうか、どちらかというシステム開発等が得意な業者であったというようなことで、結果として今回辞退になったんじゃないかというふうに思っているところです。

それからあと、その600万円との差ですけれども、これはやはり努力というか、結果というようなことしか考えられないのではないかなというふうに考えているところです。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○4番（秋本好則君） わかりました。ですが、システム構築ではなくて、いわゆる製品購入ということは、簡単に言えば誰がやってもそんなに変わらないということになるのかなというふうに思えるんですね。というか、仕入れ原価というのは大体もうほぼ決まっているはずなので、そこにどのくらいの利益率を掛けてくるかということを決まってくると思うんですけれども、何かこれだけの差がついてきますと、例えば、もう最初から落札が決まっていると疑われるようなというか、逆に言うと内田洋行ITソリューションズのほうとか、シンカイ、本当にとる気があったのかなと逆にそこまで疑いたくもなるんですけれども、そういうところということはないんですか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（宮城利郎君） 今お話しした内容はないというふうに感じております。その辞退、先ほどお話し申し上げましたとおり、やはりその得意不得意というんでしょうか。いろいろ指名した中にでもそういった感じがあると思うんです。今回その物品販売というような状況で、販売というような状況でございましたので、その中でもその3者の中でオオエダさんが努力していただいた結果じゃないかなというふうに考えているところです。

○議長（加藤克明君） 再々質問どうぞ。

○4番（秋本好則君） それでは、最後にお聞きしたいんですけれども、この予定価格を決めていくときに、いわゆる品物の予定価格というか、希望価格というのが出てくると思うんです。どこのメーカーでも出していると思うんですけれども、そういったものの積み重ねが予定価格ということになってくるんでしょうか。それとも、それより下がっている形で予定価格を決めていっているんでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。財政課長。教育総務課長。

○教育総務課長（伊藤良昭君） 先ほど副町長申し上げましたとおり、とりあえず公表されているものの単価をそのとおりの計算上、並びにオープン価格ということで特定されない部分については複数の業者からの見積もり等を提出いただきまして、それに見合った金額で計算されるのが予定価格でございます。ただ、それを私どものほうでその生の数字を出すわけじゃなくて、それを90、85というのが私どもの担当のほうのエリアの部分でこれぐらいというようなのを算定を最終的には判断するというのが担当課の判断で対応していきます。

○議長（加藤克明君） ほかに質疑ありませんか。14番舟山彰君。

○14番（舟山 彰君） 私もこの落札業者とほかの2者で500万円から600万円違うと。秋本議員はなぜ差がついたんだと言ったら、財政課長は業者の努力だと言いますが、業者の努力でこんなに500万円、600万円違うものですかと。町がこういう機器、それからソフトを仕入れたいとか、調達したいというふうに仕様というんですか、示して、1業者が600万円努力して節減できるものなんですか。それで、お聞きしたいのは、個々の単価は詳しく余り言えないということなんですが、結局差がついたというのは、このタブレットとかプリンターの機器の部分と百科事典のソフト、このハード面とソフト面のこのソフトが例えばどうしても高くて、そこで差が出たというぐらいの答弁はできると思うので、ちょっとそれを聞きたいんですよ。

というのも、これまでも役場庁舎でもこういうパソコン入れたりとかしていますが、今後も役場ないしは学校等がこういうパソコンとかソフトとか入れる場合に、我々素人という言い方はおかしいんですが、どこで差がつくか。ハード面はそんなに変わらないんだけど、ソフトが、つくるメーカーによっては結構安くできる。片方は高くなるという、そのぐらいの目安というのを知りたいと思いますので、今回この落札した業者とどこが一番違ってこんなに500万円も600万円も違ったのか、聞きたいと思います。以上です。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（宮城利郎君） 秋本議員にもお答えしましたとおり、1点目のほうは結果であるというふうにご理解いただきたいと思います。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○14番（舟山 彰君） 今回のあれですけども、ですからこういうICT関係とか、先ほど私がハードとソフト面と、これからもいろいろな議案が出てきたときに、どうなんですかね。このソフトというのがそのメーカーに、メーカーとか、ここに来ているのはそういうメーカーの代理店なんだろうけれども、どこで少しぐらい差がつくというぐらいの答弁というのはできないものなんですかね。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（伊藤良昭君） 今回、タブレットパソコンの部分で申し上げますと、台数的には90台というふうな台数に納品をお願いしました。ですので、単純に計算しますと、2万円違えば180万円とか、それぐらい違ってくるんですが、中身的に恐らく大きいのが、先ほど申し上げましたこの学習支援ソフトの学習百科事典のデジタル版ということで、これは指定的にはメーカーの指定という形でさせていただいたんですが、そのメーカーに得意不得意は、財政課長申し上げたとおりあると私どもも判断しております。ですので、それが単純に申し上げますと何十万単位でずれてくるというのは、やはり業界ではあり得ることではないかと私どもは判断しております。ですので、今回そこと大幅に大きかったのがパソコン関係の台数が大きかったために、それがかなり差が生じたというのがかなりの原因を占めているんじゃないかと判断しております。

○議長（加藤克明君） 再々質問よろしいですか。どうぞ。

○14番（舟山 彰君） 町が決める予定価格、いろいろな諸般の事情を考えて設定するんでしょうけれども、今回のこの落札業者がそれより8万5,000円だったかな、大体、低くなったと。逆に言えばある程度妥当な金額を出してきたのかなとも思えるんですが、ほかの業者からすると500万円も600万円もそれが高くなっているわけですよ。これもそのいわば、こういうメーカーの代理店になっているところが、いろいろやってもこうなるからこう出してきたというふうにとればそれまでかもしれませんが、何か私は余りにもこの2者が高くなっていて、そしてもう1回目で辞退するという、先ほど辞退の理由の説明もあったみたいですが、何か私はちょっと不自然なような気がするんですよ。最後にはこの業者がこのくらいのもう町の予定価格を下回るぐらいで入札するだろうというふうに見ているという言い方がおかしいんですけども、質問にも何にもなりません。今後のためにも、特にこういう機器とソフトの部分の私は違いとかというのをもっとはっきりわかるように本当はしてもらいたいというか、何か業界の事情ですなんて言われれば、我々それまでかもしれませんが、今後議案として出る場合に、細かい単価は言えないと言いますが、どこで差がついたぐらいのことはちょっとはっきり言ってもらいたいと思うんです。これ要望でいいです。

○議長（加藤克明君） ほかに質疑ありませんか。16番我妻弘国君。

○16番（我妻弘国君） いろいろ出ているんですけども、周辺、7種類、7点の機器と、それから周辺機器ということで、500万円の差が出たと。これは多分一括方式で一括の入札でやられたんじゃないかなとこう思います。1点1点じゃなくて、一括ですから、当然こちらが安

い、こちらが高いと、そういうことが出ておかしくなっちゃう。こう説明できなくなっちゃったと。実は、前にもそういうことがあったんですよ。この議会で、前回、この放送機器です。委員会室と違って、これ一括で見積もりとって、委員会室のほうは安いほうに流したと。業者から非常におかんむりを、ぐずぐずぐずぐずと随分と言われました。それではだめなんだよね。やはり執行部側はこういうことが想定できるとなれば、きちんと議会で明瞭にやはりわかるようにしないと、今からだめだということです。これね、1点1点仮にやったところでもとに戻らないと思うんですけども、これからのことをひとつ検討してください。例えば、メーカー価格というのがあります。これもこれと最低価格、うちらほうの。それと今度入札価格と、こう3点あるんですよ。この価格というのは。そこら辺もちょっと問題あって、我々どういうふうにするかというのは、正直言って入札委員会のほうで検討してみれば、これからのことですからないように、これからこういうトラブルないようにしてください。

それから、もう一つ言っておきたいのは、学校のほうにこれぜひいろいろ機器を与えて勉強してもらって活用してもらおう。ところが、電子黒板、私が文教厚生常任委員会のほうにいたときも、なかなかその活用の度合いがうまくいっていない。ちょっと言いたくないところなんですけれども、プロジェクターはすごく活用されて評判がいいんです。電子黒板はえらく評判が悪い。使える人が使って、使えない人はまるっきり使えないと。そういうのではだめで、やはり今からもう少し検討、教育総務課ばかりでなくて、副町長もたまには教育委員会のほうに行って、いろいろ聞いてやってみてください。そうでないと、こういう入札委員会で何だ、何だとういうふうに結果を議会のほうから指摘されるんだと思います。

一つ一つのメーカー価格、それからメーカーのほうから、例えば業者のほうからこれはこのぐらいになりますと、トータルでこれが最低価格だと選んだのでしょけれども、そこらどこら辺で落としたか、私らはわかりません。どういう一つ一つの単価がわからないので。ただ、そういうことも今からやっぱりわかるようなことを考えていかなくちゃならないということなんだと思います。要望だけして終わります。

○議長（加藤克明君） ほかに質疑ありませんか。11番広沢真君。

○11番（広沢 真君） 入札関係は今我妻議員が総括的にやられたので、そこは除いておいて、調達機器の内訳の中で、ちょっと先ほどの教育総務課長のご答弁の中で、うんと思ったのは、その百科事典ソフト、学習支援ソフトの中身でインターネット接続を前提としないので高額になったというふうなお話があったんですが、私的にはむしろ逆ではないかなというふうに思うんですけども、その百科事典って紙ベースだと当然耐用年数というのがあるのは皆さんご存

じだと思っんです。要するに、新しい情報が更新されればその百科事典の中身って当然古くなるわけで、インターネットや電子機器にその百科事典的な中身を設ける上では、その新しい事例が起こってきた場合には入れかえができるということが前提としてあるので、こういう通常そのタブレット等電子機器に百科事典的なソフトを入れる場合には、その更新を前提にした契約効力内容というのがあってしかるべきだというふうに思っんですが、現状そのインターネット接続を前提としないということであれば、その更新をしないということにもなりかねないというふうに思っんですが、そうすると耐用年数があつて、何年かするとそれをソフトを全面的に入れかえしなくてはならないというふうになると、同程度の金額がまたそのときにかかるということにもなりかねないというふうに思っんですが、その辺のところ、もし先ほどの話がちょっと違つていたということであれば問題ないんですけれども、そういうことで特に今回は10分の10の国の予算で来ているということもあつて、できる限りいいものをというふうに考えているということはお答弁の中でもあつたんですが、その耐用年数がある場合に、当然この機器が耐用年数を超えた場合には次にまた再購入するというときに、国の10分の10の補助がまたあるというふうには限らないので、そういうことも含めて考える必要があるというふうに思っんですが、いかがでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（伊藤良昭君） 広沢議員のお話もごもっともだと思います。今小中学校の環境につきましては、PC室のところでのネット配信はできるという状態にはなります。ただ、普通教室においては当然有線・無線LANを全部配置していませんので、そこにある情報を固定しているという情報です。今回は双方向ということで、教室内の各生徒間と先生とのタイアップに応じた教育環境を整備したいということで今回使わせてもらいました。ですので、今後今先生方のところとPC室だけはインターネットあるんですが、その環境をフルに普通教室に行くということは、当然シールドもかかるし、その体制というのも保護的なものも必要になってくるだろうという判断のもとに、現在はフォルダーですか、使えるフォルダーを制限して小中学生の教材には供しているという状態です。ですので、今回この百科事典ソフトをとりあえず導入させていただいたんですが、今後それに次ぐバージョン的なものを当然それに対しては対応していきたいというふうには判断しております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○11番（広沢 真君） わかりました。必ずしもその百科事典ソフトの更新について子供たちにやってもらうわけではなく、恐らく先生方が対応するというふうに思っしますので、その提供の

仕方はさまざまあると思うんですが、要するに外部媒体の形で更新のソフトが来る場合と、ネットに接続してそのメーカーのサイトからダウンロードするという場合もあると思いますので、その辺の対応はぜひやっていただきたいのと、その点でそうですね、今後の機器購入云々の話でもぜひ考慮していただきたいのは、その当時いいものでも、すぐ情報の更新などがあってだめになって、だめというか、古くなってしまうということが当然今の世の中ではあり得るわけです。情報の更新非常に速いですから。そのことを見越した上での機器購入、あるいはその後のイニシャルコストだけではなく、ランニングコストの上で、次の更新まで含めた、だって今回購入したものが次のとき更新できなくて古いまま使うというのでは、教育効果がやはり大きく下がるわけで、さらにもう耐用年数が来てもう使えなくなったというふうになったら、購入できなければ新たに、その部分はもうなくなってしまうということにもなりかねませんので、その部分も含めた検討をこれからしていただくということをぜひご考慮いただきたいなということを要望して終わりたいと思います。

○議長（加藤克明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 討論なしと認めます。

これより、議案第19号財産の取得についての採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（加藤克明君） 11月会議に付された事件は、全て終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

これをもって平成28年度柴田町議会11月会議を閉じます。

ご苦労さまでした。

午前10時39分 休 会

上記会議の経過は、事務局長平間雅博が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成28年11月14日

議 長

署名議員 番

署名議員 番